



# 広報 常陸大宮

2021  
**9**  
No.204

ワッショイ北富田  
煙火のとどろき  
【関連記事P11】



願いと  
気持ちを込めて…

新型コロナウイルス関連情報も発信中!

## ひたまるアプリ

GET IT ON  
Google Play

Download on the  
App Store



アプリから自動で  
お知らせ

左記QRコードから  
ダウンロードできます

ひたまる

### 主な内容

- P2~7 常陸大宮市人事行政の運営等の状況公表
- P9 障害者基幹相談支援センター「エール」をご存じですか?
- P10~11 まちのできごと
- P19 文書館だより

# 常陸大宮市人事行政の運営等の状況の公表

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職種別職員数の状況

| 区分    | R2.4.1現在 | R3.4.1現在 | 増減  |
|-------|----------|----------|-----|
| 一般行政職 | 379人     | 382人     | 3人  |
| 医療職   | 19人      | 19人      | 0人  |
| 消防職   | 80人      | 80人      | 0人  |
| 技能労務職 | 9人       | 8人       | △1人 |
| 合計    | 487人     | 489人     | 2人  |

※医療職とは、医師、栄養士、保健師、看護師等をいいます。

※技能労務職とは、自動車運転手、技術員、調理手等をいいます。

※再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員等を除く。

### (2) 採用者及び退職者数の状況

採用者数の状況（令和2年4月1日採用）

| 区分    | 大学卒 | 短大・高校卒 | 合計  |
|-------|-----|--------|-----|
| 一般行政職 | 9人  | 10人    | 19人 |
| 医療職   | 0人  | 0人     | 0人  |
| 消防職   | 0人  | 1人     | 1人  |
| 技能労務職 | 0人  | 0人     | 0人  |
| 合計    | 9人  | 11人    | 20人 |

※再任用職員、任期付職員等を除く。

退職者数の状況（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）

| 区分    | 定年  | 勸奨 | その他(自己都合、死亡など) | 計   |
|-------|-----|----|----------------|-----|
| 一般行政職 | 10人 | 3人 | 2人             | 15人 |
| 医療職   | 1人  | 0人 | 0人             | 1人  |
| 消防職   | 2人  | 0人 | 0人             | 2人  |
| 技能労務職 | 1人  | 0人 | 0人             | 1人  |
| 合計    | 14人 | 3人 | 2人             | 19人 |

※再任用職員、任期付職員等を除く。

## 2 人事評価の状況

地方公務員法第23条の2に基づき、平成28年度から人事評価を実施しています。

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で人事評価を行い、職員の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎としています。

## 3 職員の給与の状況

### (1) 平均給料月額、平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

| 区分    | 平均給料月額   | 平均年齢  |
|-------|----------|-------|
| 一般行政職 | 309,200円 | 40.4歳 |
| 技能労務職 | 319,600円 | 52.2歳 |

### (2) 初任給の状況（令和3年4月1日現在）

| 区分    | 大学卒      | 短大卒      | 高校卒      |
|-------|----------|----------|----------|
| 一般行政職 | 182,200円 | 163,100円 | 150,600円 |
| 消防職   | 208,600円 | 187,100円 | 169,900円 |

(3) 経験年数別平均給料月額状況 (令和3年4月1日現在)

| 区分    |     | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 |
|-------|-----|------------|------------|------------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 272,200円   | 323,500円   | 358,000円   |
|       | 短大卒 | —          | 295,500円   | 346,100円   |
|       | 高校卒 | 232,800円   | 241,200円   | 320,300円   |

※ (1)、(2)、(3) には、手当を含まない給料の月額を表示しています。

(4) 主な職員手当の状況 (令和2年度支給内容)

| 手当名     | 支給額等  |                                |             |
|---------|---|--------------------------------|-------------|
| 扶養手当    | 扶養親族を有する職員に支給<br>配偶者 6,500円/月<br>子 10,000円/月<br>配偶者及び子以外 6,500円/月<br>扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子1人につき5,000円加算                                      |                                |             |
| 住居手当    | 借家等に居住し家賃を支払っている職員で、家賃が16,000円を超える場合に限り、家賃の額に応じて28,000円を限度に支給   |                                |             |
| 通勤手当    | 通勤距離が2km以上の職員に支給 1kmにつき600円 (限度額31,600円)  |                                |             |
| 時間外勤務手当 | 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給<br>勤務日における時間外勤務1時間につき<br>当該職員の時間単価 × 1.25<br>週休日における時間外勤務1時間につき<br>当該職員の時間単価 × 1.35<br>午後10時から翌日の午前5時までの勤務の場合は、それぞれ0.25加算                                  |                                |             |
| 特殊勤務手当  | 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とする職員に支給<br>・代表的な手当の例<br>①消防業務出動手当<br>火災その他の災害現場に出動し、作業に従事した職員 1回 300円<br>②救急業務出場手当<br>救急業務に従事した職員 (救急救命士) 1回 510円<br>(一般隊員) 1回 300円 |                                |             |
| 期末手当    | 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給<br>6月期 期末手当基礎額 × 1.3月分<br>12月期 “ × 1.25月分<br>※期末手当基礎額 給料月額 + 扶養手当 + 役職加算額<br>(役職加算額は、役職に応じて5%~15%を給料月額に乗じた額)  |                                |             |
| 勤勉手当    | 基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に支給<br>6月期 勤勉手当基礎額 × 0.95月分<br>12月期 “ × 0.95月分<br>※勤勉手当基礎額 給料月額 + 役職加算額<br>(役職加算額は、役職に応じて5%~15%を給料月額に乗じた額)  |                                |             |
| 宿日直手当   | 宿日直勤務をした職員に支給 勤務1回につき 4,400円  |                                |             |
| 退職手当    | 支給率   | 自己都合                           | 勸奨・定年       |
|         | 勤続20年   | 19.6695月分                      | 24.586875月分 |
|         | 勤続25年   | 28.0395月分                      | 33.27075月分  |
|         | 勤続30年   | 34.7355月分                      | 40.80375月分  |
|         | 勤続35年   | 39.7575月分                      | 47.709月分    |
|         | 最高支給率   | 47.709月分                       | 47.709月分    |
|         | その他の加算措置  | 定年前早期退職特例措置 (50~59歳対象2%~20%加算) |             |

(5) 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

| 区分  | 給料・議員報酬の月額 |          | 期末手当                                 |  |
|-----|------------|----------|--------------------------------------|--|
| 市長  | 給料         | 820,000円 | 6月期 1.65月分<br>12月期 1.65月分<br>計 3.3月分 |  |
| 副市長 |            | 643,000円 |                                      |  |
| 教育長 |            | 600,000円 |                                      |  |
| 議長  | 議員報酬       | 410,000円 |                                      |  |
| 副議長 |            | 370,000円 |                                      |  |
| 議員  |            | 350,000円 |                                      |  |

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間（令和3年4月1日現在）

| 勤務開始時間 | 勤務終了時間 | 休憩時間       |
|--------|--------|------------|
| 8時30分  | 17時15分 | 12時から13時まで |

※特別の勤務に従事する職員（保育所に勤務する職員等）については上記とは異なります。

(2) 休暇（令和3年4月1日現在）

| 休暇の種類 | 休暇期間等  |
|-------|--|
| 年次休暇  | 1の年について20日（ただし、20日を限度に繰り越せる。）  |
| 療養休暇  | 公務による負傷又は疾病は1年以内<br>私事による負傷又は疾病は90日以内（特定の疾患は180日以内）                                |
| 特別休暇  | 特別の理由（選挙権の行使、結婚、出産等）により勤務しないことが相当である場合   |
| 介護休暇  | 要介護者（配偶者、父母、子等の親族）を負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり介護する職員に対し、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で付与（無給） |

特別休暇の主なもの

| 理由  | 期間                                |
|---|-----------------------------------|
| 妊娠中の女性職員が妊娠嘔吐（つわり）のため勤務することが困難な場合             | 妊娠の期間中7日を超えない範囲                   |
| 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合 | 出産の日までの申し出た期間                     |
| 職員が出産した場合                                     | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間           |
| 職員が生後満1年に達しない子を育てる場合                          | その都度必要と認める時間で1日2時間以内              |
| 忌引の場合   | 故人との関係（親等）により1日から最大10日            |
| 職員が結婚する場合                                     | 7日を超えない範囲内で必要と認められる期間             |
| 職員の妻が出産する場合                                   | 出産予定日前16週間目に当たる日から出産の日後2週間以内に2日以内 |
| 中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合   | 1年に5日以内（子が2人以上は10日以内）             |

## 5 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況（令和2年度）

（単位：人）

| 処分事由                         | 降任 | 免職 | 休職 | 合計 |
|------------------------------|----|----|----|----|
| 勤務実績がよくない場合                  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 心身の故障の場合                     | 0  | 0  | 5  | 5  |
| 職に必要な適格性を欠く場合                | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 刑事事件に関し起訴された場合               | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 合計                           | 0  | 0  | 5  | 5  |

### (2) 懲戒処分の状況（令和2年度）

（単位：人）

| 処分事由                     | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 合計 |
|--------------------------|----|----|----|----|----|
| 法令に違反した場合                | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合    | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |
| 合計                       | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

## 6 職員のサービスの状況

### (1) 育児休業承認状況（令和2年度の新規承認者）

（単位：人）

| 区分 | 取得者数 | 承認期間 |              |                |                |                |        |
|----|------|------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------|
|    |      | 6月以下 | 6月超え<br>1年以下 | 1年超え<br>1年6月以下 | 1年6月超え<br>2年以下 | 2年超え<br>2年6月以下 | 2年6月超え |
| 男性 | 0    | 0    | 0            | 0              | 0              | 0              | 0      |
| 女性 | 4    | 0    | 1            | 1              | 2              | 0              | 0      |
| 計  | 4    | 0    | 1            | 1              | 2              | 0              | 0      |

### (2) 介護休暇承認状況（令和2年度の新規承認者）

（単位：人）

| 区分 | 取得者数 | 承認期間 |              |              |              |              |      |
|----|------|------|--------------|--------------|--------------|--------------|------|
|    |      | 1月以下 | 1月超え<br>2月以下 | 2月超え<br>3月以下 | 3月超え<br>4月以下 | 4月超え<br>5月以下 | 5月超え |
| 男性 | 0    | 0    | 0            | 0            | 0            | 0            | 0    |
| 女性 | 1    | 0    | 1            | 0            | 0            | 0            | 0    |
| 計  | 1    | 0    | 1            | 0            | 0            | 0            | 0    |

## 7 退職管理の状況

地方公務員法第38条の2によって、在職していた地方公共団体と再就職先との間の契約又は処分であって離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように現職職員に要求・依頼することが禁止されています。

## 8 職員の研修の状況（令和2年度）

| 区 分              |                     | 研修名又は概要     | 受講者数  |     |
|------------------|---------------------|-------------|---|-----|
| 自治研修所<br>研修      | 階層別<br>研修           | 新規採用職員課程    | 令和元年度、令和2年度新規採用職員   | 31人 |
|                  |                     | 主事・主任級課程    | 概ね31歳から33歳までの非役付職員  | 4人  |
|                  |                     | 新任係長課程      | 係長等に昇任した職員  | 8人  |
|                  |                     | 新任課長補佐課程    | 課長補佐級に昇任した職員  | 10人 |
|                  |                     | 新任課長課程      | 課長級に昇任した職員  | 8人  |
|                  |                     | 新任部長等課程     | 部長級に昇任した職員  | 1人  |
|                  | 特別研修                | 法務基本        | 行政法講座、地方自治講座、法制執務講座、民法講座  | 14人 |
|                  |                     | 政策基本        | 政策形成基礎講座、政策法務講座、シティプロモーション講座、事業のスクラップ講座                             | 8人  |
|                  |                     | 自己開発        | クレーム対応能力向上講座、危機管理講座、業務マニュアル作成力向上講座、女性職員キャリアデザイン講座、OJT研修、ファシリテーション研修 | 12人 |
|                  |                     | 実務専門        | マイナンバー制度講座、地方公会計基礎講座  | 3人  |
| 市町村アカデミー研修       | 専門実務                | 上下水道事業の経営管理 | 1人  |     |
| 市単独研修            | 新任職員研修              |             | 18人   |     |
|                  | 接遇研修                |             | 38人   |     |
|                  | ビジネスマナー研修会（WEB）     |             | 18人   |     |
|                  | クレーム電話対応講座オンラインセミナー |             | 5人  |     |
|                  | 人権教育研修              |             | 34人   |     |
|                  | メンタルヘルス研修           |             | 49人   |     |
|                  | 人事評価研修              |             | 58人   |     |
|                  | 5S研修                |             | 32人   |     |
|                  | 説明力・説得力スキルアップ研修     |             | 35人   |     |
| SDGsに基づく政策形成基礎研修 |                     | 20人         |   |     |
| 派遣研修             |                     | 茨城県実務研修     | 3人  |     |

## 9 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生福利

#### ○茨城県市町村職員共済組合

職員は茨城県市町村職員共済組合の組合員になっています。共済組合には次の事業があります。

| 事業名    | 事業概要                                      |
|--------|---|
| 短期給付事業 | 組合員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡、休業又は災害に対して、必要な給付を行う。 |
| 長期給付事業 | 組合員の退職、障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。           |
| 福祉事業   | 健康診断などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付けなどを行う。   |

#### ○常陸大宮市職員互助会

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福利厚生を目的として設置し、職員が負担する掛金により運営しています。

| 主な事業   | 事業内容                 |
|--------|----------------------|
| 共済給付事業 | 療養見舞金、災害見舞金、死亡弔慰金等   |
| 福利厚生事業 | スポーツ大会、日帰り旅行、健康増進事業等 |

### (2) 公務災害補償の状況

|           |   |
|-----------|---|
| 令和2年度認定件数 | 6 |
|-----------|---|

## 10 公平委員会に係る業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和2年度）

| 前年度からの継続件数 | 受理件数 | 左記案件に対する処理状況 |      |
|------------|------|--------------|------|
|            |      | 処理件数         | 継続件数 |
| 0          | 0    | 0            | 0    |

### (2) 不利益処分に関する審査の請求の状況（令和2年度）

| 前年度からの継続件数 | 受理件数 | 左記案件に対する処理状況 |      |
|------------|------|--------------|------|
|            |      | 処理件数         | 継続件数 |
| 1          | 0    | 1            | 0    |





# 7/17(土)に開催された 「子育てママワークショップ」 の内容をお知らせします。



常陸大宮市では、子育て世代のみなさまの理想とする「ライフスタイル」のイメージをお聞きし、市の取り組みなどに反映させるため、中学生以下のお子様がいる女性の方を対象に、「子育てしやすいまちってどんなまち？」というテーマで、子育て世代のママたちと話し合うワークショップを開催し、活発な意見交換が行われました。

今後はいただいた意見を参考に、市で展開する関連事業にいかしてまいります。

## ワークショップで出た意見 ～ママたちの声です～

### 市の魅力

- 子育て支援制度が充実していて、自然豊かなレジャー環境とのバランスがすごく良い。
- お母さん同士(人與人)の交流ができるイベントが多い。
- 安心して預けられる保育施設がある。 など

### まとめ・市のキャッチコピー

- フッ素もしてくれる集団検診と、乳児育児助成券もあって、自然を生かした施設も充実!
- 自然と子育てふれあいタウン(満足度60%成長期の町、ママたち期待しています!)
- のびのび子育てできる、ちょうどよい場所。



### 市の課題

- 公園をきれいに整備してほしい。
- 雨の日でも遊べる施設がほしい。
- 老朽化した施設の改修や刷新で、より安全面を強化してほしい。
- 診療科目や夜間休日救急、診療時間の延長など医療体制の強化
- 幼稚園の教育の質が高いので、より預けやすい環境にしてほしい。 など



### その他の意見

- ママへの直接的な支援が必要(親子で楽しめる場だけではなく、時には育児から離れる時間がほしい)
- 成長に合った月齢別の公園がほしい(小さい子と大きい子が同時に遊ぶと危ない) など

## キッズコーナーの様子

今回は、子育て中のママたちによるワークショップのため、キッズコーナーを用意しました。

キッズコーナーの運営にあたっては、保育士の資格を持つボランティアの方にご協力いただきました。



▲子供たちは、キッズスペースや文化センター探検ツアーなど楽しい時間を過ごしました。



# 障害者基幹相談支援センター「エール」 をご存じですか？

## 障害者基幹相談支援センターとは？

基幹相談支援センターは、市内の障がいのある方やその家族に対する相談支援の中核的な役割を担います。障がいの種別や年齢にかかわらずさまざまな相談に対応するとともに、相談支援事業者との連携を強化して、地域全体の相談機能の充実を図ります。

### 業務内容

#### 1 総合的・専門的な相談支援の実施

総合的・専門的な相談支援や、障害福祉サービスを利用していない方に対して、関係機関への連絡調整などを行います。

#### 2 地域の相談支援体制の強化

地域の相談支援体制の強化を行うほか、各分野の相談機関（障がい・医療・高齢分野等）との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築します。

#### 3 地域移行・地域定着の促進

長期入院・入所している障がいのある方が地域生活へ移行・定着するための支援を行います。

#### 4 権利擁護・虐待の防止

成年後見制度の利用支援、虐待の防止、障がい者差別の解消など、障がいのある方の権利擁護に関する支援を行います。

### 利用対象者

市内在住の障がいのある方や難病をお持ちの方、そのご家族 ※手帳の有無は問いません。

### 相談方法

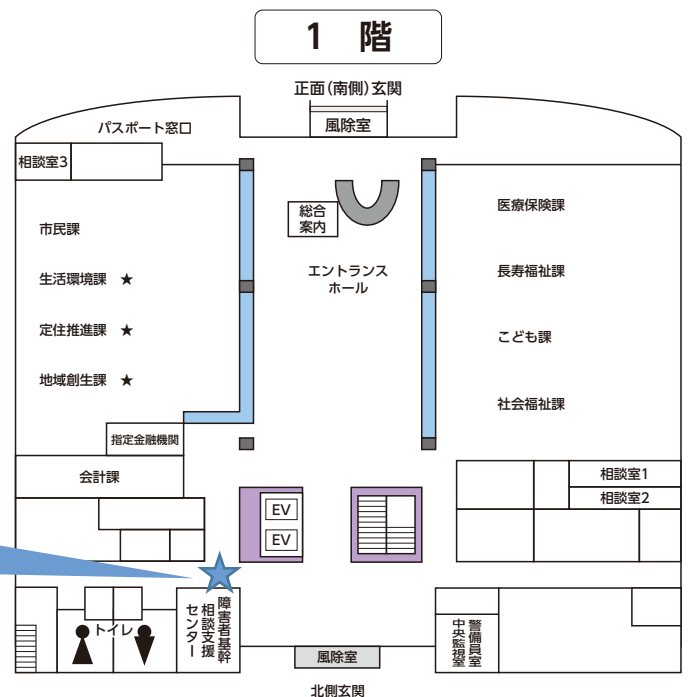
◎来所、電話、FAX、訪問等

◎開設日時：月曜日から金曜日8:30～17:15  
(祝日・年末年始を除く)

◎連絡先：TEL (0295) 58-5855  
FAX (0295) 54-0024

✉ [fukushi@city.hitachiomiya.lg.jp](mailto:fukushi@city.hitachiomiya.lg.jp)

◎場 所：常陸大宮市役所（1階）



7/30~  
8/1

## 大栗沢砂防ダムカレー発売 記念イベント開催

茨城県土木部河川課が実施するインフラツーリズムの一環として、また、全国的にも珍しい土石流体験型「砂防ダムカレー」の発売を記念し、下伊勢畑にある大栗沢砂防ダムの見学や砂防ダムカレーの試食など、小学生の親子を対象にツアーが開催されました。

大栗沢砂防ダムのほかにも、普段なかなか入ることのできない御前山ダムの監査廊に入り、説明を聞いたり、御前山ダム公園内の交流スペースの見学などもありました。参加者からは「子供も大人も興味深々でした。また開催してほしい。」との声がありました。

「砂防ダムカレー」は、ごぜんやま温泉保養センター四季彩館で販売しています。



▲砂防ダムカレー！

8/11~

## こどもアートプロジェクト in 山方淡水魚館

地域おこし協力隊星野隊員が企画した「こどもアートプロジェクト in 山方淡水魚館」が8月11日（水）から開催されています。本プロジェクトは、子供たちの絵を飾ることで、山方淡水魚館を親子の集う彩り豊かな場所にすることを目的に開催しているものです。

今回は市内にある有志の保育施設の協力を得て、約260名のアート作品を飾りました。作品展示は11月末までを予定していますので、水辺の生き物たちと、子供たちのアート作品をぜひお楽しみください。※淡水魚館開館状況については、淡水魚館HPまたは電話（0295-57-6681）でご確認ください。



▲たくさんのアート作品が展示されています！

8/6

## 対日理解促進交流プログラム JENESYS 交流事業を実施

パラオ共和国のホストタウンである本市は、外務省と連携して「対日理解促進交流プログラム」JENESYS 交流事業を実施しました。この事業は、日本と大洋州の国々の将来を担う青年の交流を通して対日理解の促進を図るとともに、日本の外交基盤を拡充することを目的としています。パラオ共和国を含む、大洋州島嶼国の若者が在籍する南太平洋大学（所在地：フィジー）と茨城県立小瀬高等学校とのオンラインによる国際交流を行いました。

小瀬高等学校の生徒は、市の魅力や学校生活、日本文化、部活動について、英語で紹介し、同大学の生徒からの質問や意見交換を通して交流を深めました。

参加した小瀬高等学校の生徒からは、「初めての国際交流で緊張したけれど、とても楽しかった。」、また、南太平洋大学の学生からは「いつか日本や常陸大宮市に行って直接みなさんと交流したい」との感想がありました。

本市は、ホストタウンとしての取組を通して、今後も国際交流の推進に努めてまいります。



▲弓道を紹介する高校生



▲オンラインによる参加者の様子

8/10

## プロドライバーによる交通安全教室開催

学童保育子コロコロで、プロレーシングドライバーの平木 湧也さんと平木 玲次さん兄弟による交通安全教室が開催されました。

ヘルメットの重要性や正しい被り方を学び、参加した子供たち一人ひとりが、安全な横断歩道の渡り方を体験しました。

最後には、レーシングスーツに身を包んだ平木さん兄弟がレーシングカーと共に子供たちの前に登場し、なかなか近くで見ることのできない本物のレーシングカーに驚いた様子の子供たちでした。

※平木さん兄弟は、地域密着型モータースポーツチーム「HELM MOTORSPORTS」を立ち上げ、レースへの参戦を中心に、子供向けの交通安全啓発活動や職場体験などの活動を実施しています。



▲ヘルメットの正しい被り方を学びました



▲本物のレーシングカーに子供たちも大興奮！

8/21

## ワッショイ北富田 煙火のとどろき

新型コロナウイルス感染症の早期収束を願うとともに、医療関係者への感謝と敬意の気持ちを込めて、人数を制限し、北富田地区の小野瀬代表と有志による主催で、北富田集会所付近から三村勝光煙火師の新作花火が打ち上げられました。感染防止対策をとりながらの観賞でしたが、花火が打ち上げられると参加者から歓声が上がリ、夏の風物詩を楽しむことができました。



▲きれいな花火が打ち上げられました！

## 民生委員・児童委員の 決定及び変更について

御前山 野口第1区の民生委員・児童委員に変更がありましたので、お知らせします。

| 担当者              | 担当地区           |
|------------------|----------------|
| 大貫 晃<br>☎55-3590 | 御前山<br>野口第1区全域 |

任期：令和3年9月1日から令和4年11月30日まで



# 身近な危険を知る～山地災害について～

茨城県  
農林水産部  
林業課

日本の国土は、険しい山が続く複雑な地形をしており、急流が多い特徴があります。また、地震活動が活発であることに加え、年間降水量が多いため、常に山崩れや土石流、地すべりなどの山地災害の発生が懸念されます。特に、近年は集中豪雨や台風等の気象災害が頻発化・激甚化していることから、私たちは日頃から、山地災害の危険と隣り合わせに暮らしていることを認識しておく必要があります。

県では、山地災害が発生するおそれのある箇所を「山地災害危険地区」として指定しています。山地災害危険地区は、県林業課のHPや「いばらきデジタルまっぷ」で公表しておりますので、皆様がお住まいの地域における危険箇所の確認にぜひご活用ください。



いばらきデジタル  
まっぷ



茨城県農林水産部  
林業課HP

## 山地災害のおそれがある箇所

### 山崩れが起これやすいところ

- ときどき落石がある
- 過去に山崩れがあった
- 山の斜面に亀裂や湧き水がある
- 岩石がもろく、崩れやすい地質である

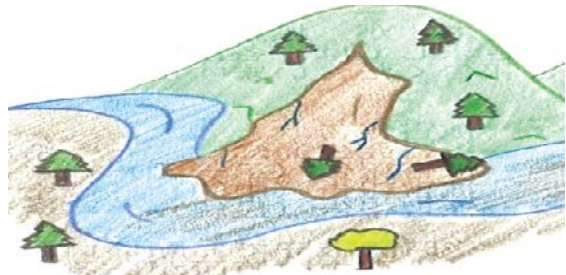


#### 【山崩れとは】

雨水が地中に染み込んだり、地震などにより、山の斜面が突然崩れ落ちる現象です。

### 土石流が起これやすいところ

- 過去に土石流があった
- 溪流が急で大きな石や大量の土砂がある
- 上流が山崩れなどで荒れている



#### 【土石流とは】

山の斜面から崩れた土砂や谷の土砂・石などが、大雨等によって水と共に一気に下流に押し流される現象です。

### 地すべりが起これやすいところ

- 過去に地すべりがあったところで、今も少しずつ地面が動いている
- 山の斜面に亀裂や段差がある
- 湧き水や地下水が豊富である



#### 【地すべりとは】

地下水などの影響により、粘土質の土をすべり面として山の斜面がゆっくり移動する現象です。

### 【県民の皆様へのお願い】

普段から、家族や地域ぐるみで山地災害のおそれがある場所や避難場所について話し合うとともに、実際に自分の目で確認していただきますようお願いいたします。

#### ■問い合わせ先■

茨城県農林水産部林業課 ☎029-301-4056

青春は、フシギの連続だ。

茨城の県北地域に息づく伝説と民話をめぐる、  
ファンタジーWEBムービー。

# 県北高校フシギ部の 事件ノート

- 第1話「高萩市 不審滝の河童」 第2話「北茨城市 瀧に助けられた武者たち」
- 第3話「大子町 越前へひとりの飛び」 第4話「常陸太田市 200年待った手紙」
- 第5話「日立市 伊福郡岳の雷神」 第6話「日立市 御岩神社の188柱」
- 第7話「常陸大宮市 目が良くなる石仏」

いばキラTVに  
前編・後編  
ネット配信!

【キャスト】 凛美/其原有沙/新原泰佑 【脚本・監督】 石井永二

フシギ部 茨城



茨城県

# 地域おこし協力隊 **がゆく**

地域おこし協力隊最終年度をむかえた古澤です。今年度は国道118号沿いの飲食店・施設の活性化プロジェクトをメインに活動しております。

プロジェクトの一環で、国道118号沿いにある飲食店等の見える化・周遊率アップを目的とした案内マップのデザインコンペを実施しています。このコンペは学生を対象としているため、特別に許可をいただいた文化デザイナー学院と茨城大学の西野先生の授業で、コンペへの応募についてプレゼンをしてきました。

また、案内マップ制作に向け、国道118号沿いの雰囲気を感じてもらおう目的で「まち歩きワークショップ」を開催しました。学生の皆さんには「道の駅 常陸大宮」から「そば道場 奥久慈翁」までの市内の雰囲気を楽しんでもいただきました。

本市に来るのが初めてだった学生から、「古民家の飲食店がすごく気に入った!」「山方トンネルを抜けた先の景

色が好き!」「家族を連れてまた来たい!」といったポジティブなコメントをもらったのが嬉しかったです。

プロジェクトの目玉となる案内マップや飲食店等を紹介する冊子は10月にお披露目できる予定です。そのほか、対象の飲食店でもらえる可愛い缶バッジも制作中ですので楽しみにお待ちください!



▲デザインコンペについてのプレゼンの様子

## ◆子育て応援サイト「ハッピー子育て」◆

「ハッピー子育て」には、市の行政サービスや子供の緊急時の連絡先、子育て関連施設・窓口など、子育てに必要な情報がいっぱい! また、アプリに子供の情報を登録することで、子供の成長に応じて検診・予防接種のご案内や育児に関する情報をアプリで受け取ることもできます。

WEBサイトは「常陸大宮市ハッピー子育て」で検索、または、市ホームページのバナーから、アプリの場合は、下記QRコードを読み取り、ダウンロードしてください。



## 広報紙に記事を掲載しませんか?

広報常陸大宮では、「市民の方からまちのできごと」を募集しています。**皆さんがお住まいの地域のできごと**について、原稿と写真データを直接お持ちいただくか、メール等でお送りください。

また、希望があれば取材にうかがいますので、情報の提供をお願いします。

## ■問い合わせ■

政策審議室 企画政策課 広報戦略グループ

☎ 52-1111(内線311) FAX 52-6010

メールアドレス kouhou@city.hitachiomiya.lg.jp

※ただし、内容が営利・宗教・政治的なものや公序良俗に反するもの等は掲載できません。また、紙面の都合上、掲載が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

# 環境インフォメーション

## 考えてみよう！犬・猫の飼い方について

飼い主のマナーが問われています。周囲の人に迷惑をかけることなく、楽しく快適にペットと暮らしましょう。

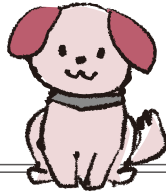
### ●犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

室内飼育、室外飼育の区別なく、生後90日を経過したすべての犬は「登録」と年1回の「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。

### ●犬はつないで、事故防止に心がけましょう

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

咬傷事故を起こしたり、迷子になったり、さらには交通事故にあったりと、様々な事件事故の原因となります。必ずつないで、事故等の防止に努めてください。犬の咬傷事故が発生したら、「茨城県動物指導センター」へ届け出ましょう。



### ●猫は屋内で飼いましょう

屋外は猫にとって危険がいっぱいです。ほかの猫から病気に感染したり、交通事故の危険性や糞尿・いたずらなどで近隣とのトラブルになったりすることもあります。このような危険やトラブルを避けるために、猫は屋内で飼いましょう。

### ●野良猫が自宅敷地内に入って困っている場合

市及び県動物指導センターでは、野良猫の捕獲や駆除は行っておりません。

野良猫が庭に寄り付いてお困りの場合は、ホームセンターなどで手に入る猫用忌避剤や木酢液などを庭にまくと効果があります。また、ネットを張るなど、猫が侵入できないようにしましょう。

### ●野良猫にエサを与えている方へ

エサを与えるだけで、その後の管理をしない無責任な行為は結果的に野良猫の数をどんどん増やすことになり、近隣トラブルだけでなく、交通事故や病気などで死亡する不幸な猫を増やしてしまうこととなります。無責任なエサやりはやめましょう。



### ●身元証明やマイクロチップなどをつけましょう

迷子をなくすためにも犬には鑑札・狂犬病予防接種済票を付けてください。犬・猫ともに首輪が抜けてしまっても、マイクロチップをつけてあれば身元が分かります。マイクロチップは動物病院でつけられますので相談してください。

また、飼い犬・猫が迷子になったら、すみやかに市及び茨城県動物指導センター、警察署に連絡してください。

### ●不妊・去勢手術を受けましょう

飼い主は、産まれてくる子犬・子猫の将来にも責任を持たなければなりません。動物を捨てることは、動物愛護及び管理に関する法律に規定する「遺棄」にあたり犯罪です。不幸な命を作らないために『産まれない手術』、『産ませない手術』を受けましょう。

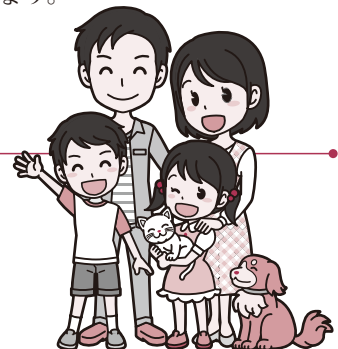
### ■問い合わせ■

市民生活部 生活環境課 生活環境グループ ☎52-1111(内線114)

地域創生部 各支所 山方 ☎57-2121 美和 ☎58-2111

緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111

茨城県動物指導センター ☎0296-72-1200



## 食改さんのおすすめレシピ vol.25

食改さんのおすすめレシピを隔月で紹介しています。  
 今月は、ヘルシーメニューコンクールの受賞作品から、  
 これから旬を迎える鮭を使用したレシピの紹介です。

鮭の油には中性脂肪や悪玉コレステロール値  
 を下げ、血液をサラサラにする働きがあり  
 ます。  
 脳梗塞や心筋梗塞など様々な病気の予防に  
 役立ちます。



### 鮭とカラフル野菜のバター蒸し

#### ≪材料≫ 1人分

|         |      |
|---------|------|
| 生鮭      | 50g  |
| 玉ねぎ     | 20g  |
| 赤・黄パプリカ | 各10g |
| しめじ     | 10g  |
| もやし     | 20g  |
| かぼちゃ    | 20g  |
| ミニトマト   | 2個   |
| ほうれん草   | 20g  |
| バター     | 5g   |
| 塩       | 0.5g |
| こしょう    | 少々   |

#### ≪作り方≫

- ①玉ねぎとパプリカは薄切りにし、しめじは石づきを取り、ほぐす。もやしは洗っておく。
- ②かぼちゃは5mmの薄切りにし、ミニトマトはへたをとる。
- ③ほうれん草は30秒ほど下茹でをして冷水で冷まし、軽く絞って水気を切り、3cmの長さに切る。
- ④フライパンにアルミホイルを敷き、生鮭を並べる。生鮭の上に①の材料をのせる。かぼちゃとミニトマトは生鮭の脇に置く。
- ⑤塩・こしょうで調味し、④の上に小さく切ったバターをまんべんなく乗せる。
- ⑥蓋をして中火で10分ほど蒸し焼きにする。
- ⑦ほうれん草をのせて蓋をし、さらに1分蒸し焼きにする。
- ⑧野菜が鮭にのった状態で盛りつけ、かぼちゃとミニトマトを脇に盛り付ける。

|      |         |       |
|------|---------|-------|
| 一人分  | エネルギー   | 食塩相当量 |
| 栄養成分 | 142kcal | 0.7g  |





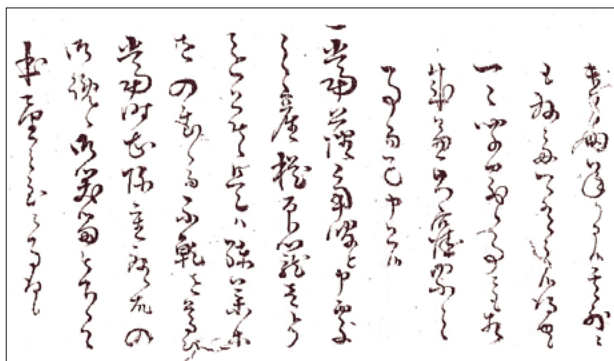


## 記憶の交流

### ～移封後の佐竹家中と常陸～

慶長7年（1602）、長く常陸国を拠点に活動してきた佐竹氏は、突然出羽国への移封を命じられます。以後佐竹氏は出羽国秋田藩20万石を領する大名として江戸時代を過ごし、付き従った家中たちも常陸の地を離れることになりました。もっとも、佐竹氏やその家中と常陸との関係が完全に途絶えてしまったわけではなく、江戸時代以降もいくつかの交流がおこなわれていました。

江戸時代に入り、秋田藩では家譜編さん事業が実施されます。その過程で由緒調査のために秋田藩士が常陸国に派遣されたことはよく知られていますが、こうした藩の事業に触発された家中たちも、かつて住み暮らした常陸国に思いを馳せていきます。秋田に残された記録を見ていくと、常陸国に由緒を持つ佐竹家中たちが個別に常陸国を訪れていたことが分かります。彼等は秋田藩に伝わる記録から自家の由緒地を調べ、その情報をもとに常陸国との接点を探し出します。やがて江戸時代後期になると、こうした取り組みは常陸国との直接的な接触・交流へと発展し、同じ苗字を持つ家との系図照合などをとおして一族として新たな関係を結ぶこととなります。



▲秋田藩小室家からの書翰(部分)(小室彬家文書 274) 角館(秋田県仙北市)で作られる樺細工が送られている



人間文化研究機構 国立歴史民俗博物館 特任准教授  
天野 真志  
近世史部会 協力員

常陸大宮市域でも佐竹家中との交流は確認されます。『美和村史』でも紹介される下檜沢村の小室家は、佐竹氏の秋田移封にともない当主である小室相模が秋田へ随従し、弟の治左衛門が同地に土着しました。それから約200年の後、小室家のもとに秋田に住む小室家から手紙が届きます。やがて両家は系図などの情報を交換するなかで由緒が一致したようで、時を超えて双方の記憶が結び結ばれることとなります。

江戸時代、常陸国は水戸藩領となりますが、秋田に移った佐竹家中にとってはかつて住み暮らした地として記憶され、分断された由緒を取り戻す活動が続けられました。こうした想いに常陸国の人びとはどのように接していたのでしょうか。佐竹という記憶を介して交錯する秋田と常陸の関わりについて、さらに見つめていきたいと思いますので、情報や記録をお持ちの方は、ぜひお教えてください。

#### ■問い合わせ■

文化スポーツ課

文化・スポーツグループ ☎52-1111(内線344)

## アレルギー性鼻炎の治療を考えてみませんか？

健 康

通 信

常陸大宮済生会病院 小児科医長 七字 美延

「鼻が詰まる（鼻閉）」、「くしゃみが出る」、そんな症状はありませんか？鼻閉やくしゃみは鼻の粘膜の炎症である「鼻炎」の主な症状ですが、ウイルス感染によるいわゆる「風邪」や、アレルギーの原因物質である「アレルゲン」はその主要な原因となります。アレルゲンは、私たちが日常生活で触れるもの、食べるものなど人によって様々です。春の訪れとともに鼻閉でティッシュが手放せなくなる方、その原因はスギ花粉、つまりスギアレルギーかもしれません。そして、1年中「鼻がすっきりしない」という方、大掃除や衣替えなど埃が立つと特に症状が悪化するとお感じの方は、ダニ（ハウスダスト）アレルギーかもしれません。

近年、ダニ・ハウスダストアレルギーやスギ花粉アレルギーの方に対して、「舌下免疫療法」という選択肢ができました。この治療法は、「症状の原因となるアレルゲンを少量から投与することで体をアレルゲンに慣らし、症状を和らげる／体質を改善する」ことが期待できます。治療には問診や血液検査によりこれらのアレルゲンが症状の原因になっているという確定診断が必要で、推奨される治療期間はやや長く3～5年、毎日内服を継続することが必要です。小さな錠剤を舌の裏に置き1分後に飲み込みますが、口に入れるとあっという間に唾液に溶けてしまうので、錠剤に慣れ

ない5歳以上のお子さんでも治療を開始できます。

体に直接アレルゲンを入れる治療なので、アレルギー症状が起こる可能性も考え、治療開始時は処方する医療機関内で初回内服後30分程経過観察を要します。副反応出現率は2%程度、口腔内違和感や、耳・喉のかゆみが多く、程度によっては内服継続により消失します。

私自身、春先もしくは1年中「鼻で呼吸ができない」、「学校にもティッシュ箱を持参している」などとお困りのお子さんに出会いますが、舌下免疫療法を開始した方から「鼻だけでなく皮膚や目の調子もよくなり学校のティッシュ箱もいらなくなりました！」と報告をいただきました。効果に個人差はありますが、治療開始後8割の方に有効で、そのうち2割は症状が消失したと言われており、この治療で毎日が少し快適になるかもしれません。

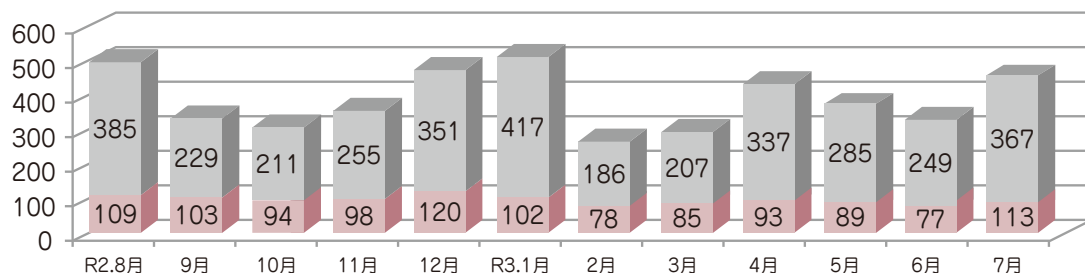
ダニに対する治療には季節の制限はありません。一方、スギ花粉症に対する治療は花粉飛散時期を外した5～10月が目安です。毎年お困りの方、来年の花粉症にもまだ間に合います！

主治医の先生にご相談ください。



※救急受け入れの人数を月別に表しています。（休日・時間外を含む）

常陸大宮済生会病院 救急患者受入状況



## 下岩瀬の名物庄屋と石川清秋

## ◇下岩瀬村庄屋・中崎藤兵衛

幕末の水戸藩領農村を絵と文で活写した水戸藩士・加藤寛斎。寛斎の残した記録の中でもとりわけ有名な「常陸国北郡里程間数之記」（国立国会図書館蔵）には、常陸大宮市のうち大宮地域と山方地域が数多く描かれています。寛斎は名所や農村風景のほかにも、地域に貢献し、人々のためにそして藩のために働いた人物に深い共感を寄せ、その人物評を書き残しました。

その一人が、下岩瀬村（下岩瀬）の庄屋を務めた中崎藤兵衛です。庄屋役だけでなく、のちに数ヶ村を差配する山横目にもなった藤兵衛は、裕福だった自らの資産を貧しい人たちに分け与え、自分では贅沢をすることなく、衣食住すべて質素に生活していました。夏は畳をはいだ板の間に筵を敷いて一家ともに過ごし、客間の畳も一般の備後表よりも簡素な琉球畳を使用していました。また、苗字帯刀を許されたあとも、村々を回るのに供を連れず一人で、腰に荷物をぶら下げて闊歩する気さくな人柄で親しまれたようです。

藤兵衛は江戸時代人としては長命で、96歳の天寿を全うします。藤兵衛の人柄を慕い、93歳のお祝いには、水戸藩士からも祝いの品が贈られました。

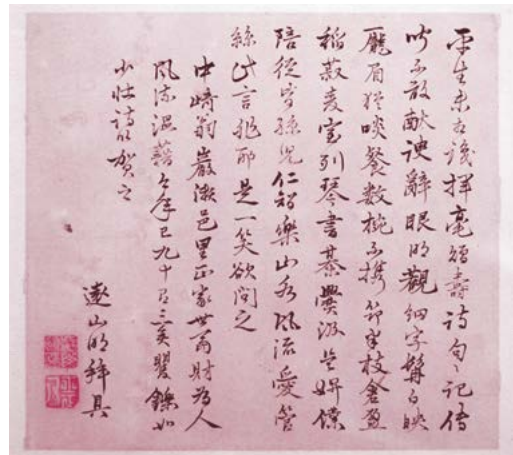
水戸藩士、石川清秋（慎斎・儀兵衛）は水戸彰考館総裁立原翠軒の門人で、八田組の郡奉行を務めました。

下岩瀬村は八田組に属していたのでこの間に藤兵衛と知り合ったのでしょう。水戸藩の代表的な編年史料「水戸紀年」（文政10年成稿）の筆者としても知られています。清秋は藤兵衛に93歳の長寿を祝した詩書を贈りました（写真1）。

このとき、同じく水戸藩士と思われる遠山明も藤兵衛に祝状を贈っています（写真2）。



▲写真1 石川清秋の書幅



▲写真2 遠山明の祝状

## ◇水戸っぼ・石川清秋の逸話

藤兵衛に書を贈った石川清秋にはよく知られた逸話があります。嘉永2年（1849）、それまで幕府に蟄居謹慎を申し付けられていた9代藩主斉昭の謹慎が解け、幕政への関与が認められるようになると、斉昭は藩内の藩政改革反対派家臣を排除して人事を刷新し、海防のため寺院の梵鐘を没収して大砲を製造するなどの急進的な政策を勧めました。以前から斉昭の政治を支えてきた清秋は、その過激な姿勢に疑問を感じ諫めたところ、斉昭から切腹を命じられてしまいます。他の家臣らが清秋の助命を願い斉昭を取り成すと、斉昭も考えを改めたものの「理由もなく自らの決定を覆すことはできない」として、「清秋自身による助命嘆願があれば切腹を取り下げることができる」とする心境を明かしたといえます。これに対し清秋は、「老齢の身（79歳）で助命をしては家の恥になる」として切腹を受け入れ、身をもって斉昭を諫めた、というものです。藩の記録等には残されていませんが、かつては水戸藩士の子孫の家々に語り継がれてきたという巷説です。主君の非を身をもって諫める忠臣として清秋は、水戸っぼを体現した存在でした。庄屋中崎藤兵衛に漢詩を贈り長寿を祝った水戸藩士石川清秋。二人の交流はどのようなものだったのでしょうか。

謝辞「石川清秋書幅」及び「遠山明祝状」（ひたちなか市・大山富彌氏蔵）は文書館に寄託されています。

【参考文献】清水正健『増補水戸の文蹟』水戸の学風普及会1971年、瀬谷義彦・鈴木暎一「解説（編年史）」『茨城県史料 近世政治編I』1982年

（高村恵美）

■問い合わせ■ 文書館 ☎52-0571

**静岡県熱海市土石流災害に伴う緊急消防援助隊出動記録**

7月3日（土）に発生した静岡県熱海市土石流災害に伴い、消防庁長官からの出動指示により、緊急消防援助隊茨城県大隊が出動しました。当本部からは、消火小隊1隊（5名）、後方支援小隊1隊（2名）の2隊が県内の各消防本部と共に茨城県大隊1次隊として7月20日早朝に出発し、3日間にわたり災害現場で活動しました。

現場では、茨城県大隊を4、5班に編成し、各班15分ごとに活動する体制で、建物内や要救助者がいそうな屋外をスコップやバケツなどで掘りながら検索、土砂に埋もれた車両を発見した際は手掘りにて検索を実施しました。

過酷な状況のなか現場活動を終了し、23日夕方に無事に帰署しました。



▲茨城県大隊1次隊として出動した当本部の緊急消防援助隊（左から）高沢消防士、平根副士長、横山副士長、富山司令、木村司令補、梶士長、岡山士長



▲土石流災害の現場



▲各地から集結した消防車両



▲その日の活動場所や内容が伝えられて、活動にうつります



▲バケツやスコップで泥をかき出して要救助者の検索を行います



## 違反対象物公表制度について



違反対象物公表制度は、消防法令に関する重大な違反のある建物（防火対象物）の情報を公開し、利用者が自ら建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断することで、火災による被害の軽減を図るものです。

### 常陸大宮市火災予防条例第48条の規定に基づく、 消防法令の違反対象物はありません。(2021.8.6現在)

消防法令によって設置が義務付けられた消防用設備などのうち、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」の全てまたはいずれかが設置されていない場合に、立ち入り検査等で違反が認められた建物の「名称」、「所在地」、「違反の内容」について当本部公式ホームページに掲載します。

#### 防火対象物関係者の方へ

既存の防火対象物に増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合や建物の用途に変更が生じる場合には、消防用設備等が必要となる場合がありますので事前に常陸大宮市消防本部予防課へご相談ください。



常陸大宮市消防本部 予防課  
☎53-1156(内線209)

### 常陸大宮市消防団員募集中!!

#### ○資格

1. 年齢18歳以上の者（男女問わず）
2. 心身ともに健康な方
3. 消防分団の区域内に居住、または勤務する方



#### ○入団方法

居住地域の消防分団に直接連絡していただくか、常陸大宮市消防本部までご連絡ください。

#### ■問い合わせ■

常陸大宮市消防本部 総務課地域消防グループ ☎0295-53-1152

## 御前山ビオトープ周辺の植物等

アフリカ原産で山林の伐採跡地や山火事跡などに他にさきがけて出現する1年草です。数年で本来の植生が回復するにつれて次第に消滅してしまいます。茎は直立し、葉は互い違いにつきます。8～10月ごろ、茎の先に円筒形で先が朱赤色をした花を数個つけます。花を下向きに垂れ下げつけるのも特徴のひとつです。

### ペニバナボロギク



(キク科 ペニバナボロギク属)  
(写真・データ提供 御前山ダム環境センター)

## 地元高校生が特産品の西ノ内和紙で作った作品を展示

道の駅常陸大宮～かわプラザ～に、市の特産品である西ノ内和紙を素材に制作された作品が展示されています。制作者は、市内在住の湖口 天陽さん(高校2年生)。

西ノ内和紙特有の紙質を生かし、動物や恐竜などが、細かなところまで本物そっくりに作られています。



▲今にも動き出しそう!

## カラーマンホール蓋展示

下水道への理解や関心を深めてもらうことを目的に、常陸大宮市版(1種類)及び合併前の旧町村版(5種類)の6種類のカラーマンホール蓋を常陸大宮市役所1階エントランスホールで展示しています。ぜひご覧ください。

### 【展示場所】

常陸大宮市役所 1階 エントランスホール

9月30日(木)まで

※その後は、水道管理事務所2階ホールで常時展示しています。



▲色鮮やかなカラーマンホール



### 常陸大宮市の人口

(9月1日現在・推定常住者)

総人口 38,541人 世帯数 16,006世帯  
(男 19,039人 女 19,502人)

## 広報 常陸大宮 9月 第204号

発行日 令和3年9月27日

発行/常陸大宮市 編集/企画政策課

〒319-2292 茨城県常陸大宮市中富町3135-6

TEL 0295(52)1111 FAX 0295(53)6010

E-mail kouhou@city.hitachiomiya.lg.jp

URL https://www.city.hitachiomiya.lg.jp/

